

## 公 告

契約担当官  
航空自衛隊第4補給処木更津支処  
会計班長 坂 本 慶 太

下記により、入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

### 記

#### 1 入札に付する事項

件名(品名)	履行場所(納地)	履行期間(納期)	備考
定期健康診断	航空自衛隊 木更津分屯基地	契約締結日～ 令和8年3月31日	仕様書のとおり

- 入札日時：令和7年6月10日 11時00分
  - 入札場所：航空自衛隊第4補給処木更津支処 業務課会計班(入札室)
  - 入札説明会：有・(無)
  - 参加資格：(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。  
(2) 令和7・8・9年度全省庁統一資格の資格「役務の提供」において、D級以上で交付を受け、関東・甲信越地域の競争の競争参加資格を有する者。  
(3) ア 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
  - 保証金：(1) 入札保証金・・・予決令第77条第1項第2号により免除。  
(2) 契約保証金・・・予決令第100条の3第3号により免除。
  - 入札の無効：第5項の参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
  - 入札方式：一般競争入札
  - 入札方法：落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - 適用する契約条項：航空自衛隊標準契約条項の委託契約条項及び適用契約条項による。
  - 契約条項提示場所：航空自衛隊第4補給処木更津支処 業務課会計班
  - 契約書作成：(有)・無
  - 落札決定方式：総額決定方式(予定総額)
  - その他：(1) 代理者の入札参加は、委任状を持参するものとする。  
(2) 本書記載事項の詳細については下記問い合わせ先、もしくは木更津分屯基地ホームページ(<http://www.mod.go.jp/asdf/kisarazu/>)を参照のこと。  
(3) 郵便による入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和7年6月9日までに必着とし、入札書が到着しない場合は無効とする。郵便による入札の場合は、再入札は辞退とみなす。  
(問合せ先) 航空自衛隊第4補給処木更津支処 業務課会計班  
代表☎ 0438(41)1111 (内線)379  
FAX 0438(41)6161
- ※現在有効分の資格決定通知書(写)を令和7年6月9日までに提出すること。(FAX可)

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	定期健康診断		木分基LPS-M00239	
			承認	令和 5年 3月30日
			作成	令和 5年 3月13日
			改正	令和 年 月 日
				令和 年 月 日
作成部 隊等名	第4補給処木更津支処業務課			

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊木更津分屯基地が依頼する定期健康診断（以下「役務」という。）について規定する。

### 1.2 履行場所

航空自衛隊木更津分屯基地及び契約相手方施設

### 1.3 関連文書

関係諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類

### 1.4 一般事項

本契約に関する全責任は、契約相手方が有する。

## 2 役務に関する要求

役務対象定期健康診断は、調達要領指定書に示す。

- 定期健康診断を実施する。（調達要領指定書参照）
- 本役務の実施日は契約相手方担当者との調整によるものとする。
- 本役務を行うために必要な器材、医薬品及び消耗品は、円滑に実施するに足る数量を契約相手方が準備し、使用する。
- 本役務は契約相手方検診車及び施設、官側担当者の指定する場所において実施する。
- エックス線撮影後の読影、心電図及び血液検査の判定は契約相手方の医師が行う。
- 検査結果は個人用として作成の上、健康調査票（問診票）、心電図表の写し及び胸部エックス線データと共に検査終了後3週間以内に官側担当者へ送付する。
- 契約相手方は個人用とは別に官側が別に示す検査結果データ（csvファイル）を作成し、官側担当者に送付する。

## 3 監督・検査

- 監督及び検査は、航空自衛隊調達規則に基づき実施するものとする。

件名	定期健康診断
----	--------

- b) 本役務に関する事項において、部隊との調整が必要な場合には、監督官等と調整し実施するものとする。
- c) 本役務終了後、官側が指定する検査官が仕様書の要求事項に合致するか否かを検査する。

#### 4 その他の指示

##### 4.1 役務について

- a) 検査方法、結果判定基準、健康診断結果作成方法等本業務実施に係る詳細事項において意思疎通を図るため、官側担当者と受託側担当者による事前打ち合わせを行うこと。
- b) 契約相手方は、適宜の実施計画書（実施体制、実施会場の使用方法、検診車や検査器材の搬入方法、検査及び測定の手順等を記載する。）を作成し、事前に官側に提出してその承認を受けること。
- c) 契約相手方は役務履行に必要な人員を派遣し適正に配置すること。  
なお、1日あたりの受験者数は官側担当者と受託側担当者による事前打ち合わせを行い決定すること。
- d) 役務履行に伴い発生する廃棄物は適正な手続きにより、契約相手方が責任を持って処分し、その費用は契約相手方の負担とする。
- e) 契約相手方は役務履行場所の現場責任者を選任し、役務履行中の安全衛生管理に留意し、事故が起らないよう十分注意した上、実施に関する現場の指揮監督等業務全般の責任を追うこと。
- f) 役務履行場所の設営は契約相手方が実施することし、実施日は官側担当者と契約相手方担当者との調整による。
- g) 役務履行場所の設営に当たっては、受検者のプライバシーへの配慮（問診や心電図検査の場所における衝立、カーテン等の設置など）をできる限り行うこと。
- h) 健康診断実施時間中は、契約相手方において受付責任者及び案内係を配置し、受診者への案内、誘導等を行うこと。
- i) 血液検査については、採血能力の優れた2年以上の実務経験を有する者を配置すること。
- j) 胸部エックス線検査、胃部エックス線検査については、十分な経験を有する専門医による2重読影を行うこと。
- k) 検査に起因し、体調不良を訴える等の不測の事態が発生した場合は、速やかに対処し、官側に報告すること。
- l) 検査結果判明後、緊急に精密検査又は治療を必要とする異常所見が認められた受診者があった場合は、適宜の報告書及び当該異常所見に係る受検者の健康診断結果資料により速やかに官側担当者に報告すること。

件 名	定期健康診断
-----	--------

#### 4.2 個人情報の取り扱いについて

- a) 受託側は、管理者の注意を持って役務を行うものとする。
- b) 受託側は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- c) 受託側は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- d) 受託側は、役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ書面により契約担当官の承認を受けなければならない。
- e) 受託側は、役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。
- f) 受託側は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- g) 受託側は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、官側は、特に必要と認めた場合は、受託側に対し個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に受託側の施設等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

#### 5 その他の事項

##### 5.1 木更津分屯基地（以下「分屯基地」という。）内共通事項

契約相手方は、分屯基地において法令及び分屯基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官（以下「監督官等」という。）の指示に従わなければならない。

- a) 契約相手方は、役務履行の現場において分屯基地の電力及び給水を使用する必要がある場合、契約担当官と調整するものとする。
- b) 契約相手方は、分屯基地及び分屯基地の施設への立ち入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、分屯基地司令等の許可を受けるものとする。
- c) 契約相手方は、分屯基地内において役務履行で必要な場所以外への立ち入りは行わない他、細部は監督官等の指示に従うものとする。
- d) 契約相手方は、分屯基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- e) 契約相手方は、分屯基地内における写真撮影について役務契約に必要な場合及び内容のみとし、監督官等の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、監督官等へ提出後、完全に消去し、保持しないものとする。
- f) 契約相手方は、役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後該当データを保持しないものとする。

件名	定期健康診断
----	--------

## 5.2 その他

- a) この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。
- b) 作業に当たっては、ほかの物品や施設に損害を与えないように行い、万一損害を与えた場合は契約相手方の責により回復するものとする。
- c) 許可なく本仕様書の複製、関係者以外への貸出を厳禁とし、契約履行後、速やかに契約担当官に返還するものとする。
- d) 役務に関し事故等が発生した場合は、受託側が速やかにその内容を官側に報告する。
- e) 官側は、受託側が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	業7-11
	調達要求年月日	令和7年4月22日
	作成部課	第4補給処木更津支処業務課
	作成年月日	令和5年3月13日

品名	定期健康診断
----	--------

仕様書番号	木分基LPS-M00239
-------	---------------

指定事項：

仕様書の2に示す定期健康診断は以下のとおり。

番号	件名	実施項目	単位	予定数量
1	定期健康診断	身体計測(問診、身長、体重、BMI、腹囲、視力)、尿検査(蛋白、糖、潜血)	件	300
2	定期健康診断	胸部エックス線撮影(検診車含む。)	件	300
3	定期健康診断	心電図(12誘導)、血圧測定	件	240
4	定期健康診断	血算検査(白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット、血小板)	件	240
5	定期健康診断	生化学検査(TG、LDL、HDL、UA、BUN、CRE、GLU、AST、ALT、r-GTP)	件	240
6	定期健康診断	大腸がん検査(便潜血ラテックス法)	件	200
7	定期健康診断	肺がん検査(喀痰細胞診)	件	20
8	定期健康診断	問診及び血清梅毒反応等(免疫学的検査 RPR 定性法)	件	300

# 市場価格調査書

令和 年 月 日

契約担当官

航空自衛隊第4補給処木更津支処

会計班長 坂本慶太 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

履行期間 (納期)	契約締結日～ 令和8年3月31日	履行場所 (納地)			航空自衛隊 木更津分屯基地 医務室	
品名(件名)	規 格	単位	予定 数量	単 価	金 額	備 考
定期健康診断						
	以下余白					
金 額	¥ ( )					
備 考						



# 入 札 書

貴公告又は通知に対して「入札及び契約心得」「契約条項」等を承諾の上提出します。

令和7年6月10日

契約担当官

航空自衛隊第4補給処木更津支処

会計班長 坂本慶太 殿

住所

会社名

代表者氏名

㊞

代理人

㊞

履行期間 (納期)	契約締結日～ 令和8年3月31日	履行場所 (納地)			航空自衛隊 木更津分屯基地 医務室	
品名(件名)	規格	単位	予定 数量	単価	金額	備考
定期健康診断						
	以下余白					
入札金額	¥ ( )					
備考						

# 委任状

令和7年6月10日

契約担当官

航空自衛隊第4補給処木更津支処

会計班長 坂本慶太 殿

住 所

会 社 名

代表者名

⑩

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任いたします。  
また、入札に使用する代理人の証明印は、下記の印とする。

記

1 代理人

住所

氏名

⑩

2 委任事項

件 名（品 名）：定期健康診断